

堺市公報 第350号	令和7年2月14日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の再開について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の辞退について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止

について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の辞退について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
＜公告＞	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	11
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	12
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	13
○堺市市民交流広場の利用料金、使用時間及び休場日について	
【建築都市局都心未来創造部】	14
○堺市西湊町2丁土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について	
【建築都市局都市整備部】	18
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	19
＜上下水道局公告＞	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける	

る調達契約に係る落札者等について

【上下水道局サービス推進部事業サポート課】 19

＜監査委員公表＞

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】 20

告 示

堺市告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
やなぎもとホームケアクリニック	堺市南区深阪南314-1 カネヂビル 202号	令和7年1月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
金岡ハーティ薬局	堺市北区金岡町2302-1 パルケア ビエルト1F	令和6年12月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
トラスト訪問看護ステーション	堺市堺区翁橋町1-9-1 シャルム堺101	令和6年11月1日

堺市告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 薬局

名称	所在地	廃止年月日
金岡ハーティ薬局	堺市北区金岡町2302-1 パルケアビエルト1F	令和6年11月30日

堺市告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の再開について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 歯科

名称	所在地	再開年月日
中歯科	堺市北区北長尾町2-5-22	令和7年1月9日

~~~~~

堺市告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 歯科

| 名称          | 所在地                      | 辞退年月日      |
|-------------|--------------------------|------------|
| ルセラ歯科・矯正歯科堺 | 堺市美原区黒山22-1 ららぽーと<br>堺2階 | 令和6年12月31日 |

~~~~~

堺市告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平

成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項においてその例による場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 訪問看護

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
深井のどまる訪問看護ステーション	堺市中区八田南之町455-11	堺市中区東八田345-1 東八田マンションI 101号	令和6年12月1日
訪問看護ステーション戎	堺市堺区戎之町東5-1-18	堺市堺区宿院町東3-1-1	令和6年12月16日

~~~~~

堺市告示第36号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類        | 事業所名称     | 所在地             | 指定年月日      |
|--------------|-----------|-----------------|------------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | 医療法人 竹中医院 | 堺市北区東浅香山町1-51-5 | 令和6年12月23日 |

## 堺市告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類        | 事業所名称      | 所在地                      | 廃止年月日      |
|--------------|------------|--------------------------|------------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | 金岡ハーティ薬局   | 堺市北区金岡町2302-1 パルケアビエルト1F | 令和6年11月30日 |
| 居宅療養管理指導     | 金岡ハーティ薬局   | 堺市北区金岡町2302-1 パルケアビエルト1F | 令和6年11月30日 |
| 福祉用具貸与       | 有限会社ヤヤ建設   | 堺市東区高松510-1              | 令和6年11月15日 |
| 訪問介護         | かいろすケアセンタ一 | 堺市南区高倉台2-8-31 南3号室       | 令和6年11月30日 |

## 堺市告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、

次のとおり指定介護機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類        | 事業所名称       | 所在地                 | 辞退年月日      |
|--------------|-------------|---------------------|------------|
| 居宅療養管理指導     | 中歯科         | 堺市北区北長尾町2-5-22      | 令和7年1月9日   |
| 介護予防居宅療養管理指導 | ルセラ歯科・矯正歯科堺 | 堺市美原区黒山22-1ららぽーと堺2階 | 令和6年12月31日 |
| 居宅療養管理指導     | ルセラ歯科・矯正歯科堺 | 堺市美原区黒山22-1ららぽーと堺2階 | 令和6年12月31日 |

~~~~~

堺市告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日

介護予防訪問看護	訪問看護ステーション戎	堺市堺区戎之町東5-1-18	堺市堺区宿院町東3-1-1	令和6年12月16日
訪問看護	訪問看護ステーション戎	堺市堺区戎之町東5-1-18	堺市堺区宿院町東3-1-1	令和6年12月16日
介護予防訪問看護	深井のどまる訪問看護ステーション	堺市中区八田南之町455-11	堺市中区東八田345-1 東八田マンションI 101号	令和6年12月1日
訪問看護	深井のどまる訪問看護ステーション	堺市中区八田南之町455-11	堺市中区東八田345-1 東八田マンションI 101号	令和6年12月1日
居宅介護支援	ケアプランセンター戎	堺市堺区戎之町東5-1-18	堺市堺区宿院町東3-1-1	令和6年12月16日
介護予防訪問サービス	あっと・はなむすび	堺市西区鳳中町2-23-118 ファミール朝田101	堺市西区鳳中町4-97-5 西岡ビル	令和5年12月1日
訪問介護	あっと・はなむすび	堺市西区鳳中町2-23-118 ファミール朝田101	堺市西区鳳中町4-97-5 西岡ビル	令和5年12月1日

堺市告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
國島 萌恵	やまもと鍼灸院 はつしば院	堺市東区日置荘西町2-1 -3	令和7年1月1日
金田 洋輔	ミヤカド鍼灸院	堺市西区鳳東町4-354-1 プリモおおとり2F	令和7年1月1日
北中 裕之	ミヤカド鍼灸院	堺市西区鳳東町4-354-1 プリモおおとり2F	令和7年1月1日
宮角 和之	ミヤカド鍼灸院	堺市西区鳳東町4-354-1 プリモおおとり2F	令和7年1月1日
中川 混太	ハレクル鍼灸院	大阪市住吉区長居東4-2 -7 長居中央ビル304	令和7年1月1日

2 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
堤 翔也	金剛まるまる針 灸整骨院	大阪狭山市金剛1-1-1	令和7年1月1日
足立 征隆	山本接骨院	堺市北区中百舌鳥町3-361 -3	令和7年1月1日
宮角 和之	ミヤカド整骨院	堺市西区鳳東町4-354-1 プリモおおとり2F	令和7年1月1日

堺市告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
宮角 和之	ミヤカド鍼灸院	堺市西区鳳東町4-354-1 プリモおおとり 2F	令和6年12月31日

2 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
鈴木 陽太	岸和田まるまる 針灸接骨院	岸和田市土生町2-32-39	令和6年12月31日
鈴木 陽太	金剛まるまる針 灸整骨院	大阪狭山市金剛1-1-1	令和5年9月1日
宮角 和之	ミヤカド整骨院	堺市西区鳳東町4-354-1 プリモおおとり 2F	令和6年12月31日
竹内 香織	さかい整骨院	堺市堺区戎島町2-30 タ ーミナルマンション朝日プ ラザ103号	令和6年11月30日

公 告

堺市公告第145号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

住民記録システム及び印鑑登録システム標準化移行業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

市民人権局市民生活部戸籍住民課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和6年12月23日

4 落札者の氏名及び住所

富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店

支店長 松尾 浩一郎

大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号

5 落札金額

¥89,100,000- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和6年10月18日

~~~~~

堺市公告第146号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

児童手当管理システム標準化移行業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和7年1月8日

4 落札者の氏名及び住所

日本事務器株式会社 関西支社

支店長 大下 雅弘

大阪府大阪市北区堂島2丁目4-27

5 落札金額

¥66,119,900- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和6年11月1日

~~~~~

堺市公告第147号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る特定役務の名称及び数量
子ども・子育て支援システム標準化移行業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
子ども青少年局子育て支援部幼保政策課
堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日
令和7年1月10日

4 落札者の氏名及び住所
日本事務器株式会社 関西支社
支店長 大下 雅弘
大阪府大阪市北区堂島2丁目4-27

5 落札金額
¥70,150,300-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日
令和6年11月15日

~~~~~

堺市公告第148号

堺市市民交流広場条例の一部を改正する条例（令和6年条例第16号）附則第3項の規定に基づき、同条例による改正後の堺市市民交流広場条例（平成27年条例第44号）（以下「改正後の条例」という。）第19条第2項及び第20条第1項第2号の規定の例により、堺市市民交流広場の利用料金、使用時間及び休場日を指定管理者が定めたので、改正

後の条例第19条第3項（改正後の条例第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定の例により、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

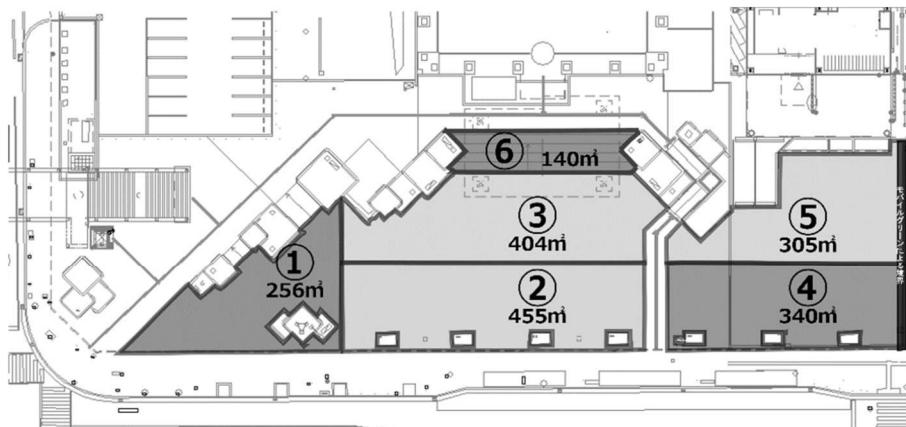
堺市長 永 藤 英 機

1 基本利用料金

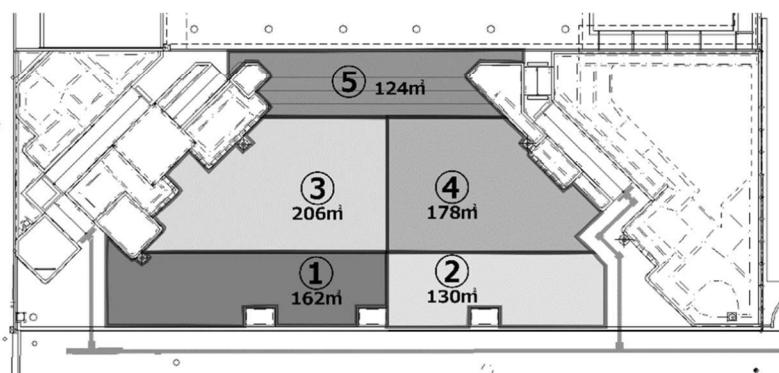
| 区分    | 区画 | 単位 | 利用料金   | 備考              |
|-------|----|----|--------|-----------------|
| 市役所前  | ①  | 全日 | 2,600円 |                 |
|       | ②  | 全日 | 4,500円 |                 |
|       | ③  | 全日 | 4,100円 |                 |
|       | ④  | 全日 | 3,400円 |                 |
|       | ⑤  | 全日 | 3,000円 | 電源盤、コンセント等の電源無し |
|       | ⑥  | 全日 | 1,400円 | 原則土日祝のみ利用可      |
| 合同庁舎前 | ①  | 全日 | 1,700円 | 電源盤、コンセント等の電源無し |
|       | ②  | 全日 | 1,300円 | 電源盤、コンセント等の電源無し |
|       | ③  | 全日 | 2,000円 |                 |
|       | ④  | 全日 | 1,800円 | 電源盤、コンセント等の電源無し |
|       | ⑤  | 全日 | 1,200円 | 原則土日祝のみ利用可      |

備考 使用の許可に係る使用期間が1日に満たないとき、又は当該期間に1日に満たない端数があるときは、これを1日として計算する。

## 【市役所前】



## 【合同庁舎前】

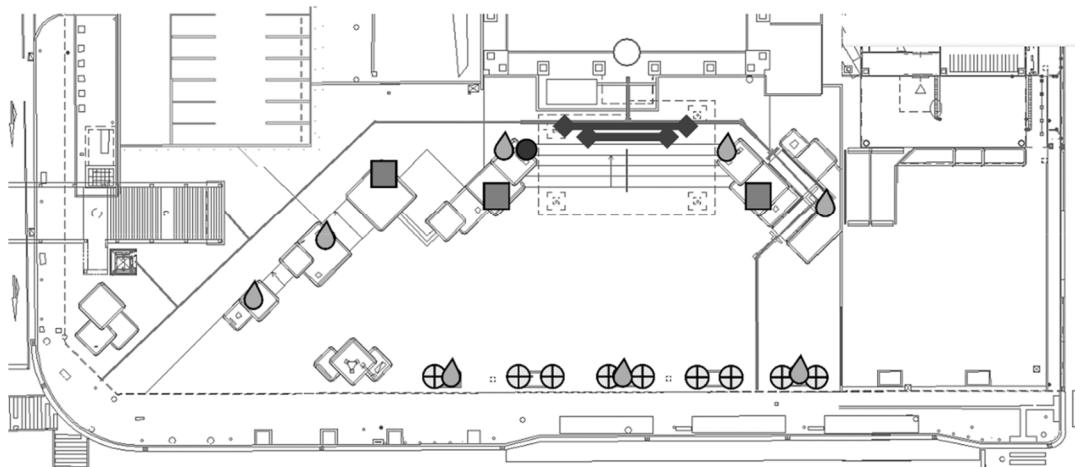


## 2 施設設備等の利用料金

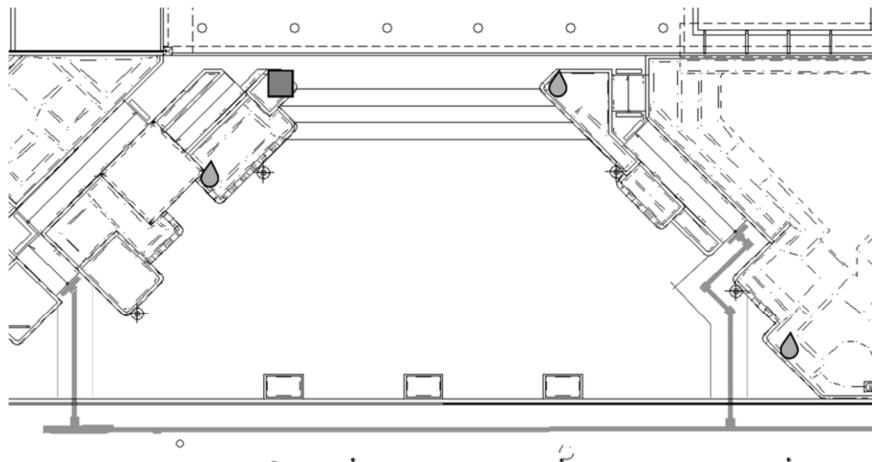
| 種類        | 単位  |    | 利用料金   |
|-----------|-----|----|--------|
| 舞台設備（バトン） | 1式  | 全日 | 1,000円 |
| ステージ用電源盤  | 1か所 | 全日 | 1,600円 |
| イベント用電源盤  | 1か所 | 全日 | 800円   |
| コンセント柱    | 1か所 | 全日 | 200円   |
| 散水栓       | 1栓  | 全日 | 200円   |

備考 使用の許可に係る使用期間が1日に満たないとき、又は当該期間に1日に満たない端数があるときは、これを1日として計算する。

【市役所前】



【合同庁舎前】



### 3 使用時間及び休場日

- (1) 使用時間 9時から21時まで
- (2) 休場日 なし

堺市公告第149号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、次の事項を公告する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 土地区画整理事業の名称

堺市西湊町2丁土地区画整理事業

2 施行者の名称

堺市

3 事務所の所在地

堺市堺区南瓦町3番1号

4 事業施行期間

変更前 令和5年12月1日から令和10年3月31日まで

変更後 令和5年12月1日から令和7年7月31日まで

5 施行地区

堺市堺区西湊町2丁の各一部

6 施行者の住所

堺市堺区南瓦町3番1号

7 施行認可の年月日

令和5年11月14日

8 変更認可の年月日

令和7年1月30日

~~~~~

堺市公告第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区福田842番1、842番11及び842番12の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区福田26番地

有限会社音八

代表取締役 石川 浩徳

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第28号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功一

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

堺市上下水道局ネットワーク再構築機器賃貸借 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

上下水道局サービス推進部事業サポート課

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

3 落札者を決定した日

令和6年12月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C

営業統括本部長 飯倉 義一

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

¥2,085,600- (月額当たりの税込単価)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和6年10月30日

監査委員公表

堺市監査委員公表第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月14日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二

同 信 貴 良 太

同 原 薩 子
同 澤 由 美

行 経 第 795 号
令和7年1月23日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年10月30日付け監査委員報告第9号 工事監査

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査（工事監査）	
監査実施期間	令和6年6月27日～令和6年10月30日	
措置を講じた部局等	建築都市局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
4 東三国丘小学校校舎改築工事 本工事の受水槽・ポンプ室における機械設備基礎施工費の積算において、代価表の中で鉄筋コンクリート用異形棒鋼の乗率を誤って計上していたため、積算が過大となっていた。 工事発注前に設計図書の検収を十分行い、適正な積算を行う必要がある。	<p>本工事は、設計受注者が作成した設計図書及び内訳明細書の成果品を当課が検収して工事発注したものです。</p> <p>今回の過大積算は、設計受注者から提出された内訳明細書を本市担当職員が検収し数量の修正を行う際に、システムへの入力を誤ったことにより発生しました。</p> <p>積算数量の計上誤りに気付かなかった原因是、当課による確認が不十分であったことによるものです。</p> <p>このことから、指摘事項の改善策として、担当職員には積算の計上誤りについて厳重に指導を行い、課内職員に対しては令和6年9月に事例の共有を行いました。</p> <p>今後同様の誤りをなくすため、ダブルチェックを徹底し、さらに過去の蓄積した工事費データとの比較や積算システムのフィルタ機能を活用した単価のチェックを行う等、積算ミスの防止に努めます。</p>	建築部 建築課

<p>6 上野芝住宅5棟ほか2棟外壁改修工事</p> <p>本工事の設計図書の特記仕様書には、外壁改修工事の既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理について、エアーブロー工法を適用し、汚れ、ごみ、ほこり等をデッキブラシ、エアーブロー併用にて清掃及び脆弱部を除去するとしている。</p> <p>しかし、施工工程を撮影した工事写真には、設計図書に示されている工法のエアーブロー工法が全く撮影されていなかった。</p> <p>設計図書及び施工計画書に従い、施工時の品質管理が適正であることを証明するため、それぞれの工程における施工状況を工事写真に記録保存する必要がある。</p>	<p>本工事は、経年劣化した建物の適正な維持管理を図ることを目的として外壁改修を行ったものです。</p> <p>今回の設計図書に示されているエアーブロー工法が撮影されていなかった原因は、工事作業前に当課及び工事監理受注者が工事受注者に対して適切に施工管理について指示ができていなかったこと並びに工事受注者が設計図書及び施工計画書の記載内容の確認を怠り、適正な施工時の品質管理を行わなかったことによるものです。</p> <p>担当職員には指導事項について厳重に指導を行い、課内職員に対しては現在稼働中の現場において、工程写真の撮影状況を確認し、再発防止を徹底するよう令和6年9月に指示を行いました。今後は、工事監理受注者及び工事受注者に施工時の品質管理における工程写真の撮影の重要性を理解した上で、適正な品質管理の記録を残すよう指導を徹底します。</p>	建築部 建築課
--	--	------------